

## テロ等組織犯罪準備罪（いわゆる「共謀罪」）の廃止を求める会長声明

2017年（平成29年）6月29日

群馬弁護士会 会長 釘 島 伸 博

1 本年6月15日、参議院において、十分な審議を経ないで、いわゆる共謀罪法等（正式には「組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律を改正する法律」）を強行採決したことは、議会制民主主義を否定するものである。

2 いわゆる共謀罪は、その内容自体、憲法に違反する。

当会は、本年2月17日、「テロ等組織犯罪準備罪（いわゆる「共謀罪」）創設に反対する会長声明」を发出し、共謀罪が、国連越境組織犯罪防止条約の批准のために必要ではなく現在の法制度においても批准することが可能であること、犯罪主体の限定が不十分であり恣意的な認定がなされるおそれがあること、処罰条件の限定についても結局はいかなる行為であっても「準備行為」に該当してしまう可能性があること等を指摘した。

しかるに、衆議院、参議院における審議では、当会が指摘した様々な懸念について、払拭されないまま、異例な手続、強行採決を経て成立に至っており、憲法の保障している国民の思想・良心の自由、表現の自由、プライバシー権等を侵害するおそれが極めて大きい。

3 報道機関の世論調査において、政府の説明が不十分であり、今国会での成立に反対であるとの意見が多数存在していた。

また、国連人権理事会プライバシーに関する権利の特別報告者であるジョセフ・カナタチ氏は、安倍首相宛に「法律の広範な適用範囲によって、プライバシー権に関する権利と表現の自由への過度の制限につながる可能性がある」と指摘する書簡を寄せている。

共謀罪の強行採決は、国内にとどまらず、国際社会における信頼を著しく損なうものであり、当会は強く抗議する。

4 当会は、共謀罪が恣意的に運用されることがないように注視し、成立した共謀罪の廃止を強く求めるとともに、廃止に向けた取組を全力で行う所存である。

以 上